

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) こども・若者を取り巻く状況

令和5年の本県の「合計特殊出生率」は、1.49の全国2位と、全国上位は維持しているものの、人口維持に必要とされる2.07には届かない状況にあり、出生数も6,502人と減少傾向にあります。

また、令和5年度の児童虐待相談対応件数は1,791件と依然として高止まりにある中、不登校児童生徒数の増加、ヤングケアラーやこども達に対する性犯罪・性暴力、こどもの貧困など、こどもを取り巻く状況は深刻かつ複雑化しております。

こうした課題に対応すべく、国においては新たな司令塔として「こども家庭庁」が設置され、令和5年4月に施行された「こども基本法」等を基にこども政策が推進されているほか、同年12月には次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」を目指して、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、こども・子育て政策のより一層の取組強化が図られているところです。

(2) 本県のこれまでの取組

県ではこれまで、「みやざき子ども・子育て応援プラン」により、出逢い・結婚・妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできました。

また、令和5年度からは、日本一生き育てやすい県を目指し、日本一挑戦プロジェクト「子ども・若者プロジェクト」を推進しています。

一方で、こどもを取り巻く環境は依然として厳しく、少子化の進行や若者・女性の県外流出等の課題に加え、児童虐待やこどもの貧困など、こども・子育て政策の更なる取組の強化が求められています。

(3) 新たな計画の策定

「こども基本法」において、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、都道府県こども計画を策定するよう努めることとされました。

こうした状況等も踏まえ、すべてのこども・若者が夢と希望を持ち、健やかに成長するとともに、安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しみと感じられるよう、こども・子育て政策をより一層強力に推進していくための今後5年間の総合的な計画として「宮崎県こども未来応援プラン」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、以下に掲げる計画を一体的に策定するものとします。

- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。